

軽自動車税の減免申請手続きについて

障がい者等の皆さんの社会参加を積極的に支援するため、次のとおり軽自動車税の減免を行っています。

◆対象となる用途

- ①障がい者等本人が運転する場合
 - ②障がい者等と生計を一にする人が運転する場合
 - ③障がい者等のみで構成される世帯の人を常時介護する人が運転する場合
- (※②③は障がい者等の通学や通院、生業のために専ら使用するものに限り)

◆対象となる自動車

4月1日現在で障がい者等が所有する車(1人1台)
 ※当該障がい者等が18歳未満および知的障がい者の場合は、その人と生計を一にする人が所有する車を含みます。

◆申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳【平成28年4月1日以前の交付のもの】(または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ・運転免許証
- ・個人番号カード(または通知カード、番号付の住民票など個人番号がわかるもの)
- ・納税通知書
- ・印鑑(浸透式不可)
- ・生計同一証明書(生計を一にする人が運転する場合のみ。福祉事務所の証明または扶養関係がわかる健康保険証)

◆減免申請の手続き場所

市民税課(市役所2階)

◆締切日 **5月24日(火)**

◆軽自動車税が減免される障がい者等の障がい程度

区分			障害の程度	
			本人の運転	生計同一者・常時介護者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1~4	
	戦傷病者	項症	特別~4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別~4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別~3	
下肢不自由	身体障害者	級	1~6	1~3
		項症	特別~6	特別~3
	戦傷病者	款症	1~3	
体幹不自由	身体障害者	級	1~3・5	1~3
		項症	特別~6	特別~4
	戦傷病者	款症	1~3	
乳幼児以前の非進行性能力障害による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	級	1・2
	移動機能		級	1~6
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別~3	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1~3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1~3	
音声機能障害	身体障害者	級	3(無咽頭)	
	戦傷病者	項症	特別~2(無咽頭)	
知的障害	療育手帳	級	A	
精神障害	保健福祉手帳	級	1	

◆すでに減免を受けている人

減免対象車両が前年度と変更のない場合、申請の必要はありません。前年度中に車の買い替えや標識の変更をした場合、必ず申請が必要です。

問い合わせ先

総務部 市民税課 軽自動車税係

Tel 65-1224

Fax 65-1255

